

第1 公文書の開示の状況

(1) 開示請求の状況

令和元年度の公文書の開示請求件数は 114 件です。
開示請求者別内訳は次のとおりです。(表1)

表1

開示請求者の区分	件数
町の区域内に住所を有する個人	102
町の区域外に住所を有する個人	4
町の区域内に事務所を有する法人その他の団体	2
町の区域外に事務所を有する法人その他の団体	6
合計	114

(2) 実施機関別開示請求状況及び決定状況(表2)

表2

所管	請求件数	開示請求の主な内容	決定等の状況							
			開示	部分開示	非開示	不存在	却下	取下げ		
町長	会計課	2	固定資産税領収済通知書	2						
	総務課	7	契約に関する書類他	2	3	1		3	1	
	税務課	5	土地の評価明細・評価額算定方法・評価内容他	4		1				
	総合窓口課	5	住民票の取得履歴他	5						
	介護福祉課	2	ゆうゆうサロンに関すること	1	1					
	健康づくり課	1	乳幼児健診等に関する記録			1				
	都市計画課	2	住居番号一覧表及び住居表示台帳他	2						
	道路環境整備課	4	一般廃棄物収集運搬業務に関すること他			3	1	1		
	教育委員会	学校教育課	85	教育支援委員会資料他			85			
学校給食共同調理場		1	整備運営事業に関する書類			1				

※1件の請求に複数の内容が含まれている場合がありますので、請求件数と決定状況が一致しないことがあります。

(3) 部分開示と非開示理由の状況

開示請求に対する決定の状況(表2)のうち、部分開示と非開示の決定状況は次のとおりです。(表3)

表3

非開示事由の内容	件数
法令又は条例等の規定により、開示することができないと認められる情報	1
個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され、又は識別され得るもの	5
法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの	1
町又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他町又は国等の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの	3
町と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの	1
開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他町民生活の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれのある情報	1
開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)	85
個人に関する指導、診断、判定、評価等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの	1

※請求内容によっては、複数の事由に該当する場合がありますので、表2の決定状況と表3の合計件数が一致しないことがあります。

(4) 公文書の開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

写しの交付枚数は、501枚で、郵送料他との合計は6,834円となっています。

第2 不服申立ての状況

令和元年度は、開示決定等に対する審査請求(不服申立て)はありませんでした。

第3 粕屋町情報公開審査会及び粕屋町個人情報保護審査会

(1) 粕屋町情報公開審査会及び粕屋町個人情報保護審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例及び規則の規定に基づき町長の附属機関としてその都度設置されます。

(2) 粕屋町情報公開審査会委員及び粕屋町個人情報保護審査会委員

粕屋町情報公開審査会委員及び粕屋町個人情報保護審査会委員は、現在3名(看護師・大学教授・弁護士)で組織され、委員の任期は2年(令和2年6月30日まで)となっています。